

三重県桑名市源十郎新田事案について

事案の概要

・事案の経緯

平成19年9月に、員弁川・藤川合流点付近の旧産廃処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、その後、平成22年10月に当該箇所^①の地中から回収した廃油にポリ塩化ビフェニル(PCB)等の有害物質が含まれていることが判明した。なお、原因者は現在調査中である。

・支障等

汚染箇所下流250mの水道水源では、取水を停止している他、他の水道水源や農業用水、内水面漁業等に支障を生じるおそれがある。



<汚染概要>

汚染物等量: 約6.6万m³
汚染面積: 約1.5万m²

行政対応・責任追及

・行政対応

行政対応検証(平成24年10月答申)では、①不法投棄の情報提供に対し詳細な調査等を実施していない②速やかな原因者調査がなされていない等の指摘があり、①事案の進捗管理と幅広い情報収集②職員の自己研鑽等を行っていくこととしている。

・今後行おうとする措置

土地利用者、周辺住民等の関係者に対する聴取調査等を実施しているが、原因者の特定には至っていないため、平成24年10月に公告を行った。今後、原因者が判明すれば措置命令の発出等を行っていく。

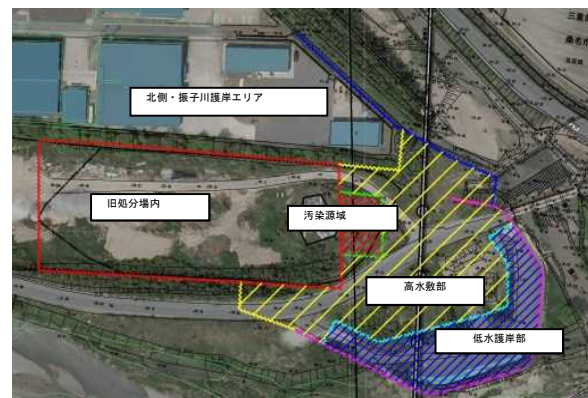
対策工の概要

事業主体：三重県

・汚染拡散防止及び汚染除去対策(①)

鋼矢板により汚染区域を囲い込み、汚染の拡散移動を防止した後、汚染源を含むPCB高濃度箇所を掘削除去し、PCB廃棄物の保管等を行う。

また、各エリアで油回収等の汚染除去対策を実施し、併せてモニタリングを行う。



・保管廃棄物処分(②)

保管したPCB廃棄物の処分方法を平成28年度までに検討し、適切に処分する。

スケジュール・費用

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
①		→									
②		検討※		→							

総事業費：平成25年度～平成34年度 約51億円
※平成28年度までの検討を元に再度精査。